

令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業実施要領（令和3年4月9日付け3農産第155号。以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、申請者に通知をするものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は、廃止しようとするときは、

あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第7条 補助事業者は補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在における事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、1月15日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内又は交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第12条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

- 2 補助事業者は概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第13条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（財産の管理）

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（関係書類の保管）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（書類の提出）

第16条 この要綱により提出する書類は、知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

経費	補助率	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
実施要領に基づいて事業実施主体が行う事業に充てるために要する経費	1/3以内	1 県補助金の変更があるとき 2 事業費の30%を超える増減があるとき	1 事業内容のいずれかの取り止め又は新規着手となる変更があるとき

様式第1号（第3条関係）

令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金交付申請書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体 印

令和3年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- (注) 1 記の記載様式は、様式第1-1とする。
2 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

(様式 1 - 1)

令和 年度普及組織先導型革新的技術導入事業実施計画書 (実績報告書)

1 事業の目的

(現状の課題を整理し目的の達成のため、取り組む内容とその必要性等を記載)

(実績報告にあたっては、今年度の取り組み内容とその成果を記載)

2 事業内容

事業内容	事業量	事業費	負担区分			備考
			県補助金	市町	その他	
		円	円	円	円	
計						
消費税等相当額						
合計						

3 事業収支予算 (精算)

項目	本年度予算額 (a) (本年度精算額)	前年度予算額 (b) (本年度予算額)	比較増減 (a) - (b)	備考
【収入の部】 県補助金 市町補助金 その他 (自己資金等)	円	円	円	
収入合計 (A)				
【支出の部】				
支出合計 (B)				
収支差額 (A) - (B)				

4 補助金算定表

事業内容	補助対象経費 (A)	補助率 (B)	補助限度額 (A)×(B)	補助金額	備考
	円	円	円	円	

5 事業完了（予定）年月日
令和 年 月 日

6 添付書類

- (1) 見積書（実績報告にあつては、売買契約書等の写し）
- (2) 実績報告にあつては、写真等内容の確認ができるもの
- (3) その他、知事が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業変更承認申請書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事

様

事業実施主体

印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業を、下記のとおり変更したいので、令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

- (注) 1 以下、様式第1号に準じて記載し、変更前と変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
また、添付書類については、交付申請に添付したものから変更があったものについては、その変更後のものを添付すること。
- 2 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第3号（第6条関係）

令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業中止（廃止）承認申請書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事

様

事業実施主体

印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業を、中止（廃止）したいので、令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

（注）本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第4号（第7条関係）

令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業遂行状況報告書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事

様

事業実施主体

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業について、令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

(

様式第5号（第8条関係）

令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業実績報告書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業の実績について、令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- (注) 1 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。
2 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者の上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第6号（第8条関係）

令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金について、令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--------------------------------------|---------------------------|
| 1 | 補助金交付要綱第9条の額の確定額
(令和 年 月 日付け 第 号) | 金 _____ 円
号による額の確定通知額) |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 _____ 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 _____ 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 _____ 円 |

- (注) 1 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
2 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第7号（第10条関係）

令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金
精算払請求書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知
があった令和3年度普及組織先導型革新的技術導入事業費について、令和3年
度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金交付要綱第10条の規定によ
り、下記のとおり請求します。

記

¥ _____ ー

内 訳

交付決定通知額	概算払受領済額	今回請求額
円	円	円

(注) 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出
(宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者的上席者とする)す
る場合においては、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場
合は、印を削除するものとする。

様式第 8 号（第 12 条関係）

令和 3 年度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金
概算払請求書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定通知があつた令和 3 年度普及組織先導型革新的技術導入事業費について、令和 3 年度普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

¥ _____

内訳

交付決定通知額	概算払受領済額	今回請求額	残 額
円	円	円	円

- (注) 1 概算払い請求日時点の遂行状況報告（様式第 4 号）及び概算払いが補助事業の実施上明確に必要なとされる書類（理由書等）を添付すること。
- 2 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。